

# 国民年金だよ



## 国民年金保険料学生納付特例 制度のご案内

国民年金は、20歳以上の方であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生などで、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

### 【所得のめやす】

118万＋（扶養親族などの数×38万円）

学生納付特例の承認期間は4月から3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

### 国民年金保険料学生納付特例の申請をされている方へ

学生納付特例制度により平成29年度の保険料納付を猶予されている方で、平成30年度も引き続き在学予定の場合、3月末に基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入してご返送いただくことにより、平成30年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、平成30年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、年金機構から

納付書を作成して送付されますので、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

### 年金を受け取るために必要な資格期間が25年から10年以上になりました

平成29年8月1日から、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。

### 「資格期間」とは？

■国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間

■サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合などの加入期間）

■年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間（「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間）

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。資格期間が10年（120月）以上あると、年金を受け取ることができます。

注：受け取れる年金の額は、納付した期間に応じて決まります。

40年間保険料を納付された方は、満額を受け取れます。（10年間の納付では、受け取る年金額は

概ね、その4分の1になります。）

資格期間を確認したい方は、「ねんきんネット」や「ねんきんダイヤル」をご活用いただくか、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

資格期間が10年未満の方に、日本年金機構より年金加入期間の確認を呼びかける「年金加入期間の確認のお知らせ（案内）」を送付しています。

お手元に届いたら必ずご確認ください。

### ◇ねんきんダイヤル

電話0570-05-1165

ねんきんダイヤルでは、全国の年金事務所での年金相談について、1カ月前から前日までの予約が可能です。年金事務所へ相談の際は、予約の上、来訪してください。

ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や証書をご準備ください。

### ◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ  
電話34-2121内線413

日本年金機構 旭川年金事務所  
電話0166-72-5002